

八戸工業高等専門学校共同研究取扱規則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 令和 元年 7 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 八戸工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（機構規則第 46 号）、同規則取扱要領（理事長裁定）及び同機構間接経費取扱規則（機構規則第 132 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共同研究

イ 本校における共同研究

本校において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教員等が当該民間等共同研究員と共通の課題について共同して行う研究

ロ 本校及び民間機関等における共同研究

本校及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本校が民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

二 民間等共同研究員

民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本校に派遣される者をいう。

三 研究担当者

共同研究の実施にあたり、直接当該研究に参加する本校の教員等及び民間機関等の研究に従事する者をいう。

四 研究代表者

研究担当者のうち、当該共同研究計画の取りまとめ等を行う本校の教員をいう。

(受入れの原則)

第 3 条 共同研究は、民間機関等と共同研究を行うことが有益であり、かつ、共同研究を行おうとする者が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認められる場合に限り受入れるものとする。

(共同研究の申込み)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長（以下「申込者」という。）は、共同研究申込書（別紙第 1 号様式）を作成し、地域テクノセンター長を経て、校長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第 5 条 共同研究の受入れは、地域テクノセンター長が当該研究代表者の所属する総合科学教育科長、コース長と協議のうえ、地域テクノセンター委員会の議を経て校長が決定する。

(受入れの通知)

第 6 条 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究承諾書（別紙第 2 号様式）により申込者に通知するとともに、共同研究承諾書の写しを添えて契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに共同研究契約を締結するものとする。

(共同研究における設備等の取扱等)

第8条 共同研究に要する経費によって、取得した設備等は本校の帰属とするものとする。

- 2 民間機関等が国の機関、公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人である場合は、前項の条件を付さないことができるものとする。
- 3 本校は、共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等からその所有に係る設備を受入れることができるものとする。
- 4 研究担当者及び民間等共同研究員は、民間機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を本校に搬入することが困難な場合は、研究上必要最小限の期間、当該設備の所在する施設において研究を行うことができるものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

- 第9条 研究代表者は、天災地変その他やむを得ない事由があるため当該共同研究を中止、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに共同研究変更（中止・期間延長）承認申請書（別紙第3号様式）を作成し、所属する総合科学教育科長、コース長を経て、校長に申し出るものとする。
- 2 校長は、前項の申し出により、共同研究の遂行上真にやむを得ないと認めるときは、申込者と協議の上これを中止又は期間を延長することを決定し、その旨を契約担当役に通知するものとする。
 - 3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、当該共同研究契約を解除又は変更するものとする。

(研究の完了報告)

- 第10条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了届（別紙第4号様式）を作成し、校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の共同研究完了届を受けたときは、共同研究完了報告書（別紙第5号様式）を作成し、申込者に報告するものとする。

(事務)

第11条 共同研究に関する事務は総務課が処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 八戸工業高等専門学校共同研究取扱規則（平成14年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 15 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

令和 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

申込者 住 所
名 称
代表者

印

共 同 研 究 申 込 書

八戸工業高等専門学校共同研究取扱規則に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 共同研究の概要等

研 究 題 目					
研 究 の 目 的 及 び 内 容					
研 究 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
本 校 に お け る 研 究 担 当 者	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名	現 在 の 専 門	役 割 分 担
	研究代表者				
	研究分担者				
民 間 機 関 等 の 主 な 事 業 内 容					
民 間 機 関 等 に お け る 研 究 担 当 者	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名	現 在 の 専 門	役 割 分 担
	研究担当者				
	民間等共同 研 究 員				
研 究 実 施 場 所	八戸工業高等専門学校				
	民 間 機 関 等				
そ の 他 参 考 と な る 事 項					

2 共同研究に要する経費

(1) 民間機関等が負担する研究経費の額

(単位：円)

直接経費	間接経費	研究指導料	合計

※研究指導料の額は、1人あたり210千円（6カ月につき）

(2) 上記直接経費の積算内訳

(単位：円)

区分	員数	単価	金額	備考
諸謝金				
旅費				
研究調査旅費				
研究費				
備品費				
消耗品費				
雑役務費				
その他				
合計				

(3) 民間機関等が提供する設備

名称	型式・仕様	数量	備考

(4) 2年度以上継続する場合、民間機関等が負担する研究経費の全体計画

(単位：円)

区分	令和 年度	令和 年度	令和 年度	合計
直接経費				
間接経費				
研究指導料				
計				

※ 添付書類……民間等共同研究員の学歴、職歴及び研究歴等を記載した履歴書

令和 年 月 日

（申込者） 殿

八戸工業高等専門学校長

印

共 同 研 究 承 諾 書

令和 年 月 日付けで申込みのあった共同研究の受入れについて、下記により承諾します。
つきましては、本件に関する事項について本校の契約担当役（事務部長）と貴職との間で契約を締結願
います。

記

研 究 題 目	
研究目的及び内容	
研究担当者氏名	
研究の完了期限	
研究に要する経費	直接経費 円 間接経費 円 研究指導料 円 計 円
そ の 他	

令和 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

研究代表者
氏名

工学科
印

共同研究変更（中止・期間延長）承認申請書

下記のとおり変更（中止・期間延長）したいので申請します。

記

研 究 題 目	
研 究 期 間	
変更（中止・期間延長） を必要とする理由	
そ の 他	

令和 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

研究代表者
氏名

工学科
印

共 同 研 究 完 了 届

下記の共同研究が完了したので報告します。

記

研 究 題 目	
研 究 の 相 手 方	
研 究 完 了 年 月 日	
研 究 成 果 の 概 要	
そ の 他	

令和 年 月 日

（申込者） 殿

八戸工業高等専門学校長

印

共 同 研 究 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記の共同研究が完了したので報告します。

記

研 究 題 目					
研 究 担 当 者 氏 名					
研 究 期 間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
研 究 報 告 書		別添のとおり			
そ の 他					
収 支 明 細					
内 訳		摘 要	収 入 額 (円)	支 出 額 (円)	備 考
直 接 経 費	謝 金				
	旅 費				
	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	雑 役 務 費				
	そ の 他				
間 接 経 費					
研 究 指 導 料					
合 計					